

**サポカー及びサポカーSの  
愛称及びキャンペーンロゴの使用上のお願い**

- サポカー等の愛称及びキャンペーンロゴの使用にあたっては、以下の事項について、ご留意いただくようお願いいたします。なお、遵守及び留意事項にご配慮いただいた上で、国、自治体、企業、団体等を問わず、無償で使用して頂くことができます。この場合、事前・事後ともに使用許諾等を得て頂く必要はありません。
- なお、サポカー等の愛称及びキャンペーンロゴにかかる一切の権利は放棄しておりません。遵守及び留意事項に沿わない使用方法がされ、消費者に誤った情報が伝わる可能性が高い等公共の利益に反するものと認められる場合は、直ちに無条件で使用を停止して頂く可能性がありますので、ご注意下さい。

**【使用において遵守いただきたい事項】**

- ① サポカー又はサポカーSについて、以下のコンセプト及び留意点と齟齬のない形で、正確に説明・表示するものであること  
サポカー又はサポカーSの愛称又はロゴを使用する場合は、景品表示法や自動車業における表示に関する公正競争規約の趣旨を踏まえ、適正な表示を行うこと
- ② サポカー又はサポカーSの普及啓発を目的として、愛称又はロゴを使用するものと客観的に認められること(これとは異なる不当な目的で使用しないこと)

**【コンセプト】**

- ① 「サポカー」は自動ブレーキを搭載した自動車。運転者全般に推奨。
- ② 「サポカーS」は自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等も搭載した自動車。高齢運転者の安全運転を支援する車（高齢者専用を意味するものではない）。搭載装置に応じ、以下の区分に分かれる。

表 サポカーSの区分

ワイド	自動ブレーキ（対歩行者）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1 車線逸脱警報※2、先進ライト※3
ベーシック+	自動ブレーキ（対車両）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1
ベーシック	低速自動ブレーキ（対車両）※4、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1

※1 マニュアル車は除く。 ※2 車線維持支援装置でも可。

※3 自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯又は配光可変型前照灯をいう。

※4 作動速度域が時速30km以下のもの。

注) 将来、技術の進化や目的に応じ、対象装置の拡大を想定。

このほか、下表に掲げる先進安全技術その他の高齢運転者による事故の防止に効果がある技術についても、各社の判断に応じ、各先進安全技術の普及啓発に活用することができる。

事故類型		対応する先進安全技術
人 対 車 両	横断中	衝突警報
	交差点における事故	交差点安全支援機能（TSPS※1/DSSS※2）
	低速走行中の事故（後退時等）	アラウンドビューモニター リアビューモニター
	夜間・薄暮時における事故	オートライト
車 両 相 互	正面衝突	車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置、ふらつき注意喚起装置
	正面衝突（逆走起因）	道路標識認識装置 逆走防止装置（カーナビ連携）
	追突	車間距離制御装置、衝突警報【再掲】、先行車発進お知らせ機能
	出会い頭衝突	道路標識認識装置【再掲】
	進路変更時衝突	後側方接近車両注意喚起装置
	交差点における事故	交差点安全支援機能（TSPS/DSSS）【再掲】
	低速走行中の事故（後退時等）	アラウンドビューモニター【再掲】、リアビューモニター【再掲】 後退時接近移動体注意喚起・警報装置
車両単独		車線逸脱警報装置【再掲】、車線維持支援制御装置【再掲】 ふらつき注意喚起装置【再掲】
その他		ヘッドアップディスプレイ

※1 Traffic Signal Prediction Systems（信号情報活用運転支援システム）の略

※2 Driving Safety Support Systems（安全運転支援システム）の略

## 【使用上の留意事項】

- ① 愛称やキャンペーンロゴを使用する際には、「サポカー」や「サポカーS」が「安全運転をサポートする車」であることを理解して頂きやすいように、説明文の冒頭で、使用するロゴの種類に応じ、「セーフティ・サポートカー（サポカー）」又は「セーフティ・サポートカーS（サポカーS）」と、愛称（及びその略称）を明記すること。
- ② 「サポカー」と「サポカーS」の区分および「サポカーS」のワイド／ベーシック＋／ベーシックの区分は、搭載している装置の違いによる分類であり、装置の性能の評価を行ったものではない。このため、「サポカーよりもサポカーS（ワイド／ベーシック＋／ベーシック）の方が安全性能が優れている」というような誤解を生じさせないようにすること。
- ③ アクセルとブレーキの踏み間違いによる死亡事故の約半数は75歳以上の高齢運転者によるものである。自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置はこういった事故の防止や被害軽減の効果が期待されることから、「サポカーS」のコンセプトを説明する場合には、「特に高齢運転者に推奨」する旨を付記すること。

と。（なお、サポカーSは「高齢者専用の車」を意味するものではない。）

- ④「安全運転を支援する装置は、万能ではなく、作動には一定の条件がある（作動しない場合がある）ので、装置を過信せず、安全運転を心掛けて頂きたい」旨を表示（説明も含む）すること。

（注1）掲載スペースに制限があり、十分な説明を記載することが困難な媒体（TV CMやwebバナー等を想定）においてロゴを使用される場合には、それら媒体から誘導されるホームページやパンフレット等その他媒体において上記留意事項をご説明・表示いただくことを前提に、掲載スペースに制限がある媒体自体には網羅的にご説明・表示いただく必要はありません。

また、同一媒体上で同時に複数回ロゴを使用する場合には、上記留意事項は最初に使用する箇所等でご説明・表示いただければ、使用的都度ご説明・表示いただく必要はありません。

（注2）実際にロゴを使用する段階において、ご説明・表示に関して問題や疑問等が生じた場合には、個別にご相談いただき、対応を協議・決定させていただければ幸いです。

#### （適切な表示例）

当社の●車種名●は「サポカーS（ワイド）」です。自動ブレーキ（対歩行者）とペダル踏み間違い時加速抑制装置、車線逸脱警報、先進ライトなどの安全運転を支援する装置を搭載しています。全ての年代の方にお薦めしておりますが、高年齢層の方に多いペダル踏み間違い事故を起きにくくする装置なども備えていますので、高齢者の皆様には特にお薦めです。

なお、安全運転を支援する装置は、交通事故の防止や被害の軽減に役立ちますが、これらの装置も万能ではなく、条件によっては装置が作動しない場合もあります。装置の機能を過信せず、引き続き安全運転を心掛けて頂きますようお願いします。

#### （不適切な表示例）

当社の●●は「サポカーS」です。「サポカーS」は「サポカー」と比べ安全運転支援機能が充実したより安全な車です。

#### ※不適切な理由：

「サポカーS」の搭載装置や高齢者に特に推奨する旨を説明していない。また、「サポカーS」の方が「サポカー」よりも性能や機能が優れているものと消費者が誤解してしまうおそれがある。安全運転支援装備が作動しない場合があることを明記していない。